

高病原性鳥インフルエンザに係る監視強化区域解除検査の結果と 監視強化区域の解除について

- ・本日、11月7日に三豊市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る監視強化区域解除検査を行ったところ、全て陰性であり、当該地域の清浄性を確認しました。
- ・今回の検査結果を踏まえて国と協議した結果、発生養鶏場から10kmの区域に設定している監視強化区域を、12月12日(木)午前0時(本日24時)をもって解除します。

1 監視強化区域解除検査の結果

(1) 対象養鶏場

監視強化区域内(発生養鶏場から10km)の養鶏場〔101養鶏場〕から95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の養鶏場〔9養鶏場〕

(2) 検査日

12月11日(水)

(3) 検査内容と結果

家畜防疫員による臨床検査 全て陰性

2 監視強化区域の解除

監視強化区域解除検査の陰性を確認したこと及び発生農場の防疫措置完了後28日が経過したことから、12月12日(木)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から10kmの区域に設定している監視強化区域を解除します。

3 今後の対応

国内での鳥インフルエンザ発生のおそれが未だあることから、引き続き、家きん飼養者に対して、防疫対策や飼養衛生管理基準遵守の徹底を指導し、鳥インフルエンザの発生予防に取り組みます。

4 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉及び鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。